平成２５年（フ）第１０７６０号
東京都台東区根岸５丁目16―13―801
債務者　遠矢　春果
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６４号
東京都練馬区上石神井３丁目１―28―108
債務者　佐藤　繁明
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６５号
東京都町田市小川４丁目12―16―201
債務者　冨永　紘行
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７７号
東京都江東区千石２丁目９－４―502
債務者　立花　喜幸
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７９号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2482―１
債務者　高木　雄吉
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３号
岡山市南区福富中１丁目６番３号サーパス福富301号、旧住所岡山市北区津島西坂２丁目10番24号
債務者　御舩　京子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４６６号
大阪府四條畷市中野本町８―６　アリコベール畷106号室、住民票上の住所大阪府大東市北条３丁目２番43号　飯盛園第２住宅204号
債務者　三村　良平
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５９８号
大阪府高槻市牧田町６番26―502号
債務者　藤原　政子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６０３号
大阪市西淀川区出来島１丁目８番21号　ピア西淀川Ｃ棟302号室
債務者　増田　　雄
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６１０号
大阪府大東市平野屋新町１番50号　京ハイツⅠ301号
債務者　田名辺德子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０号
栃木県大田原市実取806番地96
債務者　清水　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月５日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第８００号
東京都八王子市西寺方町1019番地291
債務者　河津五十三
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７６７号
東京都青梅市千ヶ瀬町５丁目596番地
債務者　大越　眞一
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７１号
北海道河東郡音更町木野西通11丁目５番地
債務者　仲鉢和歌子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９０５８号
東京都足立区西新井７丁目６－６―203
債務者　片山　　務
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８４号
東京都目黒区平町１丁目22―17―306
債務者　小竹森千恵
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部